

重要生活習慣病管理料への移行に関して

年々増加する生活習慣病対策の一環として、令和6年6月1日から診療報酬改定が実施されます。今回の改定では、これまで病院で算定してきた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう、厚労省から指示がありました。

当院では「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が特定疾患療養管理料の対象から除外されたことに伴い、この3疾患のいずれかが主病で通院中の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、医師が作成した療養計画書を基に、個々に応じた目標設定、服薬指導等の総合的な治療管理を実施致します。

定期受診時に、療養計画書について説明を受けた後、サイン（初回のみ）を頂きます。

また、窓口負担についても、これまでの診察内容と同じであっても金額に変更が生じますので、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

・対象：「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が主病で通院中の患者様

※在宅自己注射指導管理料を算定している方を除く

社会医療法人 東明会 原田病院

生活習慣病管理料への移行後の窓口負担

< 現行 >

再診料	73 点
外来管理加算	52 点
特定疾患療養管理料	87 点
処方箋料	68 点
特定疾患処方管理加算	66 点
合計	346 点

< 令和 6 年 6 月 1 日以降 >

再診料	75 点
生活習慣病管理料 (II)	333 点
処方箋料	60 点
合計	468 点